



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

経営革新 新春WEBセミナーのお知らせ

令和5年1月20日（金）に経営革新新春WEBセミナーを開催いたします。

今回も会場に集まつの講演を避け、Zoomを使ったオンライン形式でセミナーを開催いたします。パソコンやスマートフォン、タブレット等でインターネット環境があれば何処にいても受講が可能となります。

インボイス制度の開始まであと10ヶ月弱となりました。事業を行ってれば対応が必須となりますが今後の対応方法や業務負担に不安を抱いている方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。今回のセミナーでは、インボイス制度で最低限やるべきことは？関係各所への対応は？改正内容は？等、インボイスの実務対応を徹底解説します。

セミナーの詳細・参加申込につきましては別紙チラシをご覧ください。ご多忙とは存じますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

■セミナー概要

日時：令和5年1月20日（金）13:30～15:10（予定）

会場：オンライン

※インターネットにつながるパソコン・スマートフォン・タブレット等をご準備ください。

費用：無料

内容：①まもなくインボイス制度がスタート！

事業者が知っておくべきこと 準備しておくべきこと

②人事・労務の注目 NEWS

③中小企業を取り巻く状況の変化・令和5年度税制改正速報



年末年始休業のご案内



平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ではございますが、下記の期間を年末年始休業とさせていただきます。

■年末年始休業

令和4年12月29日（木）～令和5年1月4日（水）

※令和5年1月5日（木）より営業となります。

年末年始休業期間は何かとご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご了承のほど、お願い申し上げます。

— 贈与税の申告① —

今年も残すはあと 1 ヶ月となり、年が明けて 2 月 1 日には贈与税の申告書の受付が始まります。令和 4 年中に贈与を受けた方、これから贈与を受ける方は、贈与税の申告書を提出しなければならない場合があります。ここでは、あらためて贈与税の申告書の提出が必要となるのは、どのような場合なのかを解説します。



■ 贈与税の概要

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次に掲げるケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

① 「暦年課税」を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110 万円)を超えるとき

② 「相続時精算課税」を適用するとき

※留意点

- 贈与税の申告は、贈与をした者ではなく、贈与を受けた者が申告・納税を行います。
- 法人からの贈与については、贈与税がかからず、一時所得として所得税が課税されます。

■ 暦年課税

110 万円までの贈与なら贈与税がかからないとよく言われるのが、この暦年課税という方法になります。1 年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(1 年間に 2 人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から 2 回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額)を基に贈与税額を計算する方式です。

贈与を受けた者は、贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110 万円)以下である場合は、贈与税の申告をする必要はありません。

暦年課税は、適用を受けるにあたっての特殊な要件はありませんので、比較的利用しやすい制度となっています。

■ 相続時精算課税

特定の贈与者^(注)から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、贈与を受けた財産の価額の合計額から特別控除額(最大 2,500 万円)を差し引いて贈与税額を計算します。

(注) 特定の贈与者とは 60 歳以上の父母または祖父母などをいいます。

※留意点

- 相続時精算課税を選択した場合、その特定の贈与者から贈与を受けた財産の価額が 110 万円以下であっても贈与税の申告が必要。また、相続時精算課税を選択すると、その特定の贈与者からの贈与について暦年課税を選択することはできません。
- 最大 2,500 万円の特別控除額があるため、多額の贈与は行いやすくなりますが、相続時精算課税を利用して贈与した財産は、その特定の贈与者が亡くなった時の相続財産の価額に加算して相続税を計算しますので、相続のときまで、贈与があったことを把握しておく必要があります。
- 適用を受けるための年齢要件や届出要件等があります。

(坂本憲彦)

税金・会計 Q&A



補助金をもらって経営計画を作ることができるって本当？

要件に該当すれば、補助金を受けて経営計画を作ることができます。

1. 経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えていて、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況です。こうした中小企業・小規模事業者が、金融機関からの金融支援を受けるために金融機関が必要とする経営改善計画を、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された認定支援機関に策定支援を依頼し、その費用の一部を国が負担することにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進するものです。なお補助される金額は、中小企業



・小規模事業者が認定支援機関に対して負担する**経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及び伴走支援の費用についての2／3が補助されます。**

補助される金額は、計画策定に係る費用は総額200万円、伴走支援に係る費用は総額100万円が上限です。また、金融機関交渉に係る費用の総額10万円を上限として加算できます。

2. 早期経営改善計画策定支援事業

早期の経営改善に取り組みたい中小企業・小規模事業者が、資金繰り管理や採算管理など基本的な経営改善計画を認定支援機関の支援を受けて策定する場合、その費用の一部を国が負担する制度です。

上記の「経営改善計画策定支援事業」は、金融機関の金融支援が必要ですが、「早期経営改善計画策定事業」は、金融支援が要件となっていないため、広く活用することが可能です。なお、補助される金額は、**専門家等に対する支払費用の2／3**です。

補助される金額の上限は、総額25万円で、計画策定支援に係る費用と伴走支援（決算期）に係る費用の比率は原則3：1です。なお、伴走支援（決算期）に係る費用は上限5万円、伴走支援（期中）に係る費用の上限額は5万円となっています。また、金融機関交渉に係る費用は総額10万円を上限として加算できます。

①早期経営改善計画策定支援の特徴

- ・基本的な経営計画を早期に作成できます。
- ・計画策定から1年後、専門家がフォローアップし進捗を確認します。
- ・計画策定により自社の状況を客観的に把握できます。
- ・必要に応じ本格的な経営改善や事業再生の支援策をご紹介します。

②早期経営改善計画書の作成メリット

- ・自己の経営の見直しにより経営課題を発見・分析できます。
- ・資金繰りの把握が容易になります。
- ・計画書に基づき、事業の将来像を金融機関が確認できるようになります。



(橋本 健治)

令和4年分 年末調整 改正点等

・住宅借入金等特別控除について

住宅取得の際に住宅借入金を利用した場合、毎年年末の住宅借入金の残高に応じ所得税や住民税が控除されます。この制度の適用を受けるためには、適用初年度に確定申告が必要となります。2年目以降は、年末調整の際に適用を受けることができます。

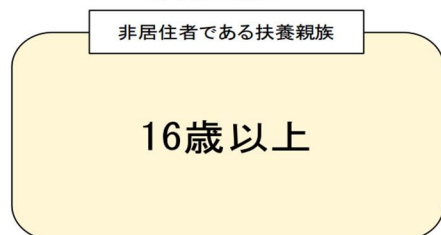
令和4年中に住宅を取得された方の場合、控除率は年末借入残高の0.7%、控除期間は13年となります。

・非居住者である扶養親族に係る扶養控除（令和5年分より）

扶養親族となる非居住者の適用範囲が改正されます。16歳以上の非居住者のうち、30歳以上70歳未満の非居住者が扶養控除の対象外となります。ただし30歳以上70歳未満であっても、下のいずれかに該当する場合は、従前通り扶養控除の対象となります。

- ・留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ・障害者
- ・扶養控除の適用を受けようとする人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

【非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用要件】 〔改正前〕



〔改正後〕



・・・扶養控除の対象

・・・扶養控除の対象外

（北原隆幸）

職員コラム

～災害の備え～

土橋 久美子

9月に訪れた病院の待合室のテレビで、災害対策の特集をしていました。なんとなくぼんやりと見ていたのですが、とても心に響くところがあったのでご紹介したいと思います。

まず、非常用持出し袋について。被災者として、予想外に長期間避難所で過ごすことになった女性がインタビューで「避難所に行く時に水一本すら持っていなかった。避難所で水が配られるまでに長時間かかった。喉の渇きのつらさより、自分が何も持っていないということが不安につながった」「避難所で長く過ごすことになり、ストレスを感じた。自分や家族がいつも食べ慣れているお菓子を持っていたら気持ちが和らいだかもしれない」と話し、その後、非常用持出し袋について、何をどのくらい用意したらいいか、という紹介がありました。これまで非常用持出し袋の重要性を知りつつも、なかなか準備できずにいたのですが、この女性の感想がとてもリアルに感じられて、その日の午後に行きました。

2つ目に、災害用伝言ダイヤル（171）について。家族等で決めた電話番号をキーにして、そこに「自分はどこにいます」「無事でいます」等の伝言を残せるものです。伝言ダイヤルは毎月1日、15日に体験利用ができるそうで、この放送日が15日でした。早速、この日偶然に同じ番組を見ていた両親と初めて試してみて、「案外大きな声ではっきり話さないと、録音が聞き取りにくいね」と話し合いました。簡単なものなので、毎月1日、15日にご家族やお知り合いと試してみたいはいかがでしょうか。